

後見制度支援預金規定

株式会社足利銀行

1. 後見制度支援預金

後見制度支援預金（以下、「この預金」という。）は、預金者の財産を保護することを目的とし、「普通預金規定・決済用普通預金規定」の定めるところに加え、本規定の定めるところによります。

2. 利用対象者

- (1) この預金は、預金者の成年後見人（以下、「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関するいっさいの法律行為は、当行所定の届出を行った預金者の後見人が行うものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うとともに、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとします。
- (4) 前項の支払または入金がない場合は、当行は、この預金の申込を承諾しない場合があります。
- (5) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

3. お申込・ご利用について

- (1) 以下の店舗でのみお取扱いいたします。

| | | | | |
|-------|-------|---------|--------|-----------|
| 本店営業部 | 宇都宮支店 | 宇都宮中央支店 | 一条町支店 | 峰町支店 |
| 雀宮支店 | 江曾島支店 | 中央市場支店 | 宇都宮東支店 | 足利支店 |
| 東支店 | 佐野支店 | 田沼支店 | 栃木支店 | 新栃木支店 |
| 小山東支店 | 小山支店 | 石橋支店 | 上三川支店 | おもちゃのまち支店 |
| 鹿沼支店 | 今市支店 | 日光支店 | 鬼怒川支店 | 宝積寺支店 |
| 氏家支店 | 大田原支店 | 矢板支店 | 西那須野支店 | 黒磯支店 |
| 黒田原支店 | 真岡支店 | 烏山支店 | 芳賀支店 | 桐生支店 |
| 館林支店 | 太田支店 | 伊勢崎支店 | 大泉支店 | 前橋支店 |
| 渋川支店 | 高崎支店 | 水戸支店 | 下館支店 | 結城支店 |
| 古河支店 | つくば支店 | 浦和支店 | 大宮支店 | 越谷支店 |
| 川越支店 | 桶川支店 | 春日部支店 | 岩槻支店 | 熊谷支店 |
| 本庄支店 | 深谷支店 | 秩父支店 | 行田支店 | 羽生支店 |
| 加須支店 | 川口支店 | 所沢支店 | 郡山支店 | |

- (2) 入出金および通帳記帳は、口座を開設した店舗でのみご利用いただけます。

4. 取引方法に係る特約

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ①この預金口座からの払戻し
 - ②この預金口座からの定額自動送金の設定および変更

(2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

5. 届出事項に変更等があった場合の取扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、当行所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、当行は責任を負いません。

| | 届出事項 | 届け出る者 |
|---|----------------------|---------------|
| ① | 通帳または届出印章の喪失 | 後見人 |
| ② | 預金者の住所、その他の届出事項の変更 | 後見人 |
| ③ | 後見人の選任および資格喪失 | 後見人 |
| ④ | 預金者の印章、住所その他の届出事項の変更 | 後見人 |
| ⑤ | 預金者の死亡の事実 | 後見人または預金者の相続人 |
| ⑥ | 預金者の後見開始取消審判の確定 | 預金者または後見人 |

6. 各種お取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) ATM の利用（通帳記帳を含む）
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) 給与・年金の受取り、この預金口座からの各種料金等の自動支払い
- (5) マル優制度のご利用
- (6) WEB 口座のご利用
- (7) 総合口座のご利用
- (8) 口座開設店以外の店舗でのすべての取引

7. 手数料について

- (1) この預金を利用するにあたり、口座開設手数料として 11,000 円（税込）をお支払いいただきます。
- (2) 口座開設手数料は、この預金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。支払方法は口座開設日に、払戻請求書によらずこの預金口座から引き落とすものとします。

8. 解約について

- (1) この預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳、届出印章を持参のうえ、口座開設店にお申し出ください。ただし、次に該当する場合には、指示書の提出は必要ありません。
 - ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき。
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただく場合があります。
 - ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外になったとき。
 - ② 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合。

9. 適用条項

- (1) この規定に定めのない事項については、「普通預金規定・決済用普通預金規定」が適用されるものとします。
- (2) この規定の条項と「普通預金規定・決済用普通預金規定」の条項が抵触する場合には、この規定の条項が優先して適用されるものとします。

10. 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上